

あおぞら銀行 BANK 支店口座開設アプリ利用規定

「あおぞら銀行 BANK 支店口座開設アプリ利用規定」(以下「この規定」といいます。)は、お客さまが「あおぞら銀行 BANK 支店口座開設アプリ」(以下「本アプリ」といいます。)を利用する場合等の取扱いを定めたものです。お客さまは、この規定のほか、当行が定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえで、お客さま自らの判断と責任において、本アプリを利用するものとします。

1. (アプリの内容)

本アプリは、お客さまのスマートフォンにダウンロードしたうえでこれを起動させ、当該スマートフォンから画面の説明にしたがって当行所定のお客さま情報、および当行所定の本人確認書類の写真画像等を当行に送信する方法により、当行 BANK 支店普通預金口座開設申込、BANK 支店定期預金口座開設申込、BANK 支店貯蓄預金口座開設申込、あおぞらインターネットバンキング契約申込、あおぞらテレフォンバンキング契約申込、およびあおぞらキャッシュカード・プラス (Visa デビット) 申込 (あわせて以下「本サービス」といいます。)がご利用いただけるアプリです。なお、本アプリを利用できるスマートフォンは、当行所定の機種に限られます。

2. (アプリの権利帰属等)

- (1) 本アプリの著作権その他の各知的財産権は各保有者に帰属します。お客さまは、本サービスの利用に限り、本アプリをご利用いただけます。当行から請求があった場合、お客さまは、すみやかにスマートフォンの本アプリを削除するものとします。また、当行は、お客さまによる本アプリおよび本サービスによりお客さまのスマートフォンにダウンロードされた情報の転載、複製、転送、改変または改ざん等を禁止します。
- (2) 前項の規定は、お客さまが当行に無断で本アプリをダウンロードした場合にも適用されるものとします。また、この場合、お客さまが当行に無断でダウンロードした本アプリに関連してお客さまに生じた損害についていっさいの責任を負いません。

3. (免責事項)

- (1) 本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合 (表示情報の誤謬、逸脱、取引依頼の不能など)、スマートフォンに与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他いっさいの不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行はいっさいその責任を負いません。
- (2) 前項のほか、次の各号の事由により、本アプリまたは本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由が生じた場合。
 - ② 当行が相当と認める安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合。
 - ③ 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合。

4. (本アプリまたは本サービスの内容等の改廃・変更等)

- (1) 本アプリまたは本サービスの内容等は当行の都合で改廃・変更することがあります。また、改廃・変更のために、一時的に利用を停止させていただくことがあります。
- (2) 本アプリまたは本サービスの取扱時間等は、当行の都合で改廃・変更することがあります。

- (3) 前記(1)および(2)の改廃および変更については、当行ホームページへの掲載その他当行が相当と認める方法および範囲で告知します。
- (4) 本アプリは、ダウンロード後にお客さまのスマートフォンの設定その他のご利用環境の変更や本アプリのアップグレードなどが行われた場合には、ご利用になれない場合があります。その場合には、本アプリを再ダウンロードしていただくことが必要となる場合があります。

5. (本アプリのご利用に際してのご注意)

本アプリの利用および本アプリのダウンロード（バージョンアップ等に伴う再ダウンロードを含みます。以下本項において同じです。）には別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。

ご利用環境によってダウンロードに数分を要する場合があります。

6. (本アプリからの口座開設に係る特約)

- (1) 本アプリから開設される当行 BANK 支店における普通預金口座、定期預金口座および貯蓄預金口座ならびに本サービスについては、当行の「あおぞらインターネットバンキング規定」「普通預金規定(BANK 支店)」「貯蓄預金規定 (BANK 支店)」「あおぞらキャッシュカード・プラス (Visa デビット) 規定」およびその他の取引関連諸規定が適用されるものとします。この規定に定めがない事項に関しては、これらの各種規定が適用されるものとします。
- (2) 本アプリから開設される預金口座については、印鑑レス口座（当行の「BANK 支店取引規定」4. (1)の定めによります。）となりますので、BANK 支店への印鑑のお届出はいたしません。ただし、BANK 支店との取引のうち、法令等により印鑑押印が必要な取引および当行所定の取引について印鑑が必要となる場合においては、当行所定の方法により届け出てください。

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

8. (準拠法・合意管轄)

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関して、訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

実施日：2020年3月16日